小値賀町景観計画

平成 22 年 4 月策定

平成 26 年 7 月改訂

小値賀町

はじめに

私たちの小値賀町は火山活動によって形成された緩やかで平坦な地形と遠浅の海は、古来より「豊穣の島」として存在し続けています。

古代より先人が培ってきた歴史、文化、人々の生活がこの豊かな地形と織り成しつくられたものが小値賀特有の景観です。私たちは、この町の美しい景観や街並みを貴重な財産として守り、育み、創造し、後世へ引き繋いで行く責任があります。我が国のまちづくりは、戦後の急速な都市化進展の中で経済性や効率性、機能性が重視された結果、美しさへの配慮を欠いたと云われております。近年都市化の終息に伴い美しい街並みなど、良好な景観に関する関心が高まり、平成 16 年に我が国初めての景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定されました。

景観法では景観に関する基本計画の内容については国、県が決めるのではなく地域の特性にあった、そこに暮らす人たちが判断し策定することが前提となっています。策定にあたっては住民アンケート、住民説明会等において多数のご意見をいただきながら町の景観をどのように守り育むかを定めた基本的な考えとして策定いたしました。しかしながら、これから本格的に景観まちづくりを進める中で段階的に計画の見直しが必要と考えています。

今後、町民の皆様とともに、ご理解を頂きながら景観行政を進めてまいりたいと思いますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご審議いただいた小値賀町景観計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた町民の皆様に対しまして、心からお礼を申し上げます。

平成 21 年 10 月

小値賀町長　山田　憲道

目　次

序．小値賀町が目指す景観形成

1．計画策定の目的と役割 ---------- P. 1
2．景観計画の位置づけ ---------- P. 1
3．景観とは ---------- P. 2
4．景観形成の意義 ---------- P. 3
5．小値賀の歴史と景観特性 ---------- P. 4
6．景観特性と課題 ---------- P. 9
7．景観特性と景観の位置づけ、景観計画への展開---------- P. 12
8．理念と目標 ---------- P. 14

Ⅰ．景観計画区域

1．景観計画区域 ---------- P. 17
2．地域区分 ---------- P. 18
3．特色ある景観を有する重点景観計画区域の景観形成の考え方---------- P. 19

Ⅱ．良好な景観の形成に関する方針と行為の制限に関する事項

1．景観形成の基本方針 ---------- P. 23
2．地域区分毎の方針 ---------- P. 24
3．行為の制限に関する事項 ---------- P. 26

Ⅲ．重点景観計画区域の景観形成の考え方

1．笛吹・柳地区 ---------- P. 35
　1-1 笛吹（浦）地区 ---------- P. 36
　1-2 笛吹（在）地区 ---------- P. 39-2
　1-3 大浦地区 ---------- P. 39-7
　1-4 柳地区 ---------- P. 40
　1-5 姫の松原地区 ---------- P. 45
2．前方地区 ---------- P. 48
3．新田地区 ---------- P. 53
4．野崎地区 ---------- P. 56
5．大島地区 ---------- P. 58-1
6．唐見崎地区 ---------- P. 58-5
7．長崎鼻地区 ---------- P. 58-9

Ⅳ．景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

1．景観重要建造物の指定の方針---------- P. 61
2．景観重要樹木の指定の方針---------- P. 62
3．指定の手続き ---------- P. 63

Ⅴ．屋外広告物の景観形成

1．基本的考え方 ---------- P. 67
2．景観形成方針 ---------- P. 67

Ⅵ．公共施設の景観形成

1．景観重要公共施設の景観形成について---------- P. 71
2．景観重要漁港 ---------- P. 72
3．景観重要道路 ---------- P. 76
4．景観重要公共施設（ダム）：野崎ダム---------- P. 78

Ⅶ. 農業振興地域の景観形成
１．基本的事項 ---------- P. 81

Ⅷ. 自然公園の景観形成
１．基本的事項 ---------- P. 85
２．景観形成の方針 ---------- P. 85

参考資料
１．住民意識調査 ---------- P. 89
２．主な集落景観 ---------- P. 94
３．建築物・工作物の色彩について ---------- P. 96
４．西海国立公園五島列島地域管理計画 ---------- P. 98
５．未来につながる環境を守り育てる条例 ---------- P. 110
６．景観法 ---------- P. 111

序. 小値賀町が目指す景観形成

―挿絵について―
本稿の挿絵は笛吹在住の田口富三郎氏が描かれた小値賀の風景を引用させていただきました。

序．小値賀町が目指す景観形成

１．計画策定の目的と役割

（１）目的

小値賀町景観計画は、小値賀らしい景観の形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方、基本方針及び景観形成基準等を明らかにし、住民・事業者・行政の協働による地域固有の特性を活かした良好な景観形成を総合的かつ計画的に推進を実現することを目的とします。

（２）景観計画の役割

景観計画は、景観法第８条に基づく法定計画で、小値賀町の良好な景観の形成に関する総合的な方策を示したもので、次の２つの役割を担います。

〇総合的な景観形成の推進基盤です

景観計画に基づき関連する様々な法律や、総合計画等の行政計画と連携を図り、住民や事業者等の参画と協力を得て、総合的な施策推進に取り組み、良好な景観形成を促進するためのマスタープランとしての役割を担います。

〇　住民、事業者、行政の連携を促す共通の指針です

良好な景観の形成は、建築行為等を行う周辺の景観特性を把握し、調和を図ることが必要です。本計画に景観特性や景観形成基準等を示すことで、景観形成についての共通理解を深め住民、事業者、行政が連携して地域特性を活かした景観形成を進めていくための共通の指針としての役割を担います。

２．景観計画の位置づけ

景観形成を推進していくには、この景観計画や景観法だけでなく、関連する様々な法律や、総合計画等の行政計画と整合・連携を図ります。

□景観計画の位置づけ

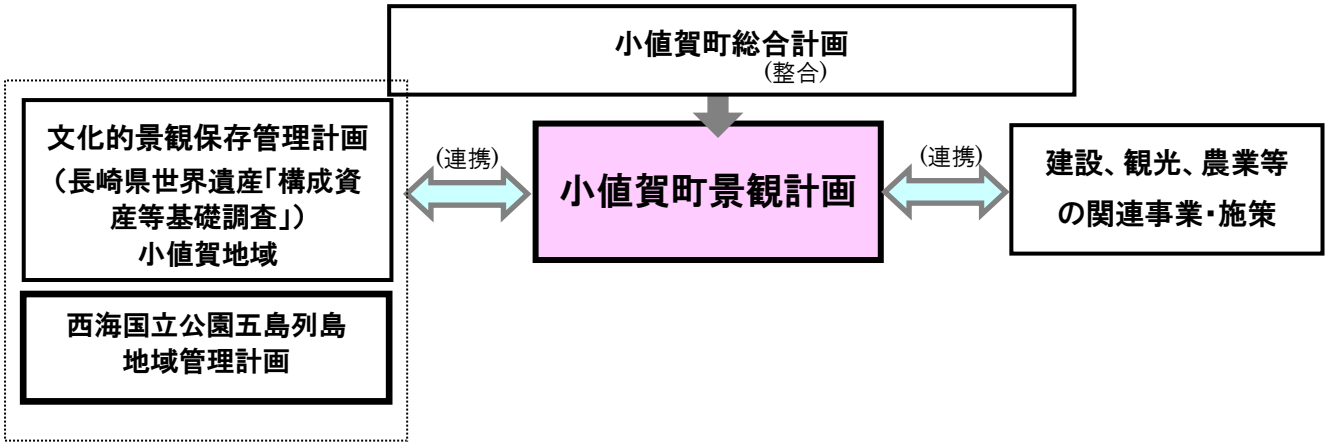

３．景観とは

景観とは、山があり、川があり、まちがあるという目に見えるもの姿である「景」と、人が目にし、感じること「観」で捉えられる、まちの表情や印象です。

景観を構成する要素は、山、川などの自然、建物、道路、公園などのまちなみ、地域の活動や祭り、行事などの人々の活動が一体となって構成されるものです。

良好な景観として認識される多くのものは、そうした目に映るまちの姿だけではなく、その場にいて感じられるような活動や生活等の人々の営みから醸し出されるまちの表情、文化性や歴史性等五感で感じられる印象まで含む幅広いものと捉えています。

良好な景観は、自然等の地域資源の上に長い歴史を経た人々の営みが徐々に積み重ねられ形成された住民との共同作品であり、住民共有の財産ということができます。

景観形成とは、潜在的な景観資源を「発見」し、良好な景観を「保全」し、損なわれた景観を「修復」し、魅力と活力ある景観を「創造」することです。

小値賀町の良好な景観を形成するということは、それぞれの地域で積み重ねられてきた暮らしや固有の特性を活かして、地域色豊かな景観となるように、住民の意向を踏まえつつ、形成を図ることで個性的な「地域づくり」や「まちづくり」につながっていく取り組みです。

４．景観形成の意義

（１）地域の愛着や誇り、文化の醸成につながります

小値賀町の歴史の中で育まれた景観の魅力を掘り起こし、地域の魅力ある景観を発見・共有したり、地域の人々と協力してそれらを活用し景観形成に取り組むことは、自分たちの郷土への愛着や誇り、文化を醸成します。

（２）「生活環境」の快適性の向上につながります

経済社会の発展、成熟に伴う価値観の多様化により、生活環境に対するニーズが高まっています。今日では、身近な緑や水辺，美しい街並みや歴史的な景観といった、私たちの生活にゆとりや潤いをもたらす快適な環境を創造することも求められており、良好な景観の形成を通じて「生活環境」を向上させていきます。

（３）地域の魅力・個性の創出につながります

地域独自の自然や歴史・文化等を活かした景観形成に対する配慮や地域の歴史的な資源の保全等は、地域の魅力や個性を創出します。

（４）ツーリズム、観光や交流の活性化につながります

人口減少時代に入り、これからの地域活性化にとって、観光振興や国内外との交流は大切な要素といえます。

地域間競争の激化の中で交流人口増加を図っていくために、良好な景観の保全や形成を通じて、地域固有の魅力に気づき、それを高めていきます。

（５）地域コミュニティのつながりを通した、地域力の向上につながります

自分たちの住む地域の景観を良くしていくために、多くの人々と共に主体的に景観形成に取り組むことは、地域コミュニティの活性化や地域力の向上につながります。

５．小値賀の歴史と景観特性

（１）小値賀の特徴ある景観を育んだ、自然と歴史のつながり

①火山活動が生んだ、人と自然のつながりと豊かな恵み

小値賀は、五島列島の北部に位置し、主島の小値賀島を中心に大小 17 の島嶼群を構成しています。島の大半は、火山活動によって造られており、噴出した溶岩の粘性が弱かったことで、吹き上げたマグマがそのまま低地に流れ、陸地は平坦な地形となり、海底には浅い岩礁を形成し、海岸線は侵食作用によって複雑な入り江が形成されました。こうした地形に育まれ、豊かな自然の恵みを享受し、歴史を積み重ねるなかで、小値賀島特有の生活文化と特徴的な景観が形成されました。

五島列島は古称を「知訶島（値嘉嶋）（ちかしま）」といい、古事記の国土創世神話に登場します。

②大陸とのつながりの中で形成された暮らしと信仰

小値賀町野崎島野首遺跡および新上五島町頭ヶ島白浜遺跡から出土している朝鮮半島隆起文土器は、縄文時代前期（約 6 千年前）の海路による大陸との交流を示す五島列島最古の資料として、当時すでに頻繁かつ広い範囲での交流が定着していた状況を示すものです。

また小値賀島に近接する黒島に所在する神ノ崎遺跡（県指定史跡）は、弥生時代中期から古墳時代後期にかけて約 500 年間継続して営まれた墓地として全国的にも希な石棺群ですが、古墳時代墳墓群としては五島列島唯一最大の遺跡です。

地理的・歴史的環境から遣唐使船や唐代以来の商船の寄港地の一つとしてその重要性が指摘されています。例えば、神島神社（こうじまじんじゃ）は、五島列島にある飛鳥時代末期の創建と伝えられる 6 件の古社寺の一つであり、慶雲元年（704）には小値賀島の地ノ神島神社（ちのこうじまじんじゃ）と対岸の野崎島の沖ノ神島神社（おきのこうじまじんじゃ）に分祀されていますが、この 6 古社寺の創建は、いずれも遣唐使船団の航路が五島列島経由の南東路に変更された大宝 2 年（702）前後に集中し、また航海上の要衝に面していることから、遣唐使船団との関係も考えられます。

このように小値賀島は、古代から中国大陸や朝鮮半島との航路上極めて重要な海域に位置していました。

③重要な拠点としての名残のある中世の遺構

小値賀島は、本拠地を平戸島へ移した平戸松浦氏の重要な拠点として機能し、島北東側の本城岳には、山全体を要塞化した城郭遺構が残っています。

小値賀島はかつて東西二つの島に分かれていましたが、平戸松浦氏十五代定公は小値賀島中村の海峡部に干拓埋立による新田造成を行い、建武元年（1334）に完成させています。使役された多くの牛が犠牲となり、供養する「牛の塔」は今も残っています。

④捕鯨の発展と浦の集落の形成

好漁場に恵まれた小値賀では、古くから多種多様な漁業が行われてきました。その中でも捕鯨とあわび漁は有名です。小値賀の捕鯨は、寛永年間（1624～1643）に紀州藤代の人が小値賀の六島を根拠地として始めました。貞享２年（1684）には、小田傳治兵衛が鯨組を起こしたことが記録に残っています。小田家の捕鯨は、その後各地に進出し盛況を極めました。そうした漁業の発展にあわせ、漁業者集落としての浦の集落が形成され、当時の生活文化を今に伝えています。

⑤キリスト教の伝播と弾圧の歴史

小値賀へのキリスト教の伝播は早く、天保 19 年（1550）フランシスコ・ザビエルが平戸で布教を始め、平戸藩の重臣であった籠手田（こてだ）氏の領地であった納島の住民がキリシタンとなっています。その後は幕府の禁教令を受け完全に途絶えています。

平戸藩時代の小値賀の行政機構をみると、キリシタンの取締りを主務とする押役所（おさえやくしょ）があり、この役所は最上位の機関でした。以下に、行政裁判を司る郡代役所、庄屋や浜吏を監督する代官所、町人や漁民を取り締まる浦役所などがありました。農業者は庄屋の管轄で、商業者は町人、漁業者は浦人と称しました。

野首と舟森(瀬戸脇)は、全員がキリシタンの集落で、移住の経緯は異なるものの、共に潜伏期における大村藩からの移住です。江戸時代の潜伏期を経て、明治の復活期に大変な苦労をして野首教会、瀬戸脇教会を建設します。

⑥小値賀島と野崎島のつながり

かつて１つであった神島神社は、慶雲元年(704)に小値賀島の地ノ神島神社と野崎島の沖ノ神島神社に分祀されたと伝わる五島列島で最古の神社の一つです。遣唐使が航路を五島列島沿いに変更した頃であることから、遣唐使と関連が深いものとされています。神道の集落として知られる野崎集落は、この神社を維持管理するために設置されたとする説もあり、伝統的に神官家を「親家」と称してその親家を中心として集落が組織されていました。また野崎島は、小値賀の薪山として重要な役割も持っており、信仰、暮らしの面からも深いつながりを持っていました。

戦後社会における社会経済の構造的変化の中で、舟森は昭和 41 年(1966)に、野首は昭和 46 年(1971)に集団離村を余儀なくされました。野崎は平成 13 年(2001)に最後まで島に残った神官家が離村し、野崎島は無人となりました。

（2）自然・田園景観

小値賀地域全体としては、多島海景観が特徴です。ほとんどが火山地形であり、小さな火山が沢山ある景観となっています。小値賀島は、噴出した溶岩の粘性が弱かったことで、吹き上げたマグマがそのまま低地に流れて陸地は平坦な地形となり、海底には浅い岩礁を形成し、海岸線は侵食作用によって複雑な入り江が形成されました。遠浅の溶岩台地と小起伏の火山地が混ざった地形です。島の周囲には、海蝕によってできた「ダキ」と呼ばれる特徴的な地形があります。火山活動による小値賀島本島と隆起による野崎島は基本的に異なった地形を有しており、その対比も特徴となっています。

＜赤だき＞

＜斑島からの眺望＞

＜小値賀島の全景＞

火山活動によって形成された小値賀島は、平坦な地形を活かして農地が広がっています。

平戸松浦氏十五代定公は、前方と中村郷の境界の海峡部に干拓埋立による新田造成を行い、建武元年（1334）に完成させています。地割りの特徴である短冊形水田は現在も活用されています。

＜平坦的な地形に広がる農地＞

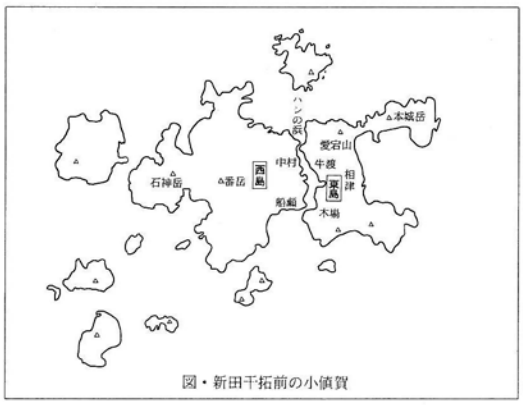

図・新田干拓前の小値賀

＜建武新田＞

＜短冊形の水田＞

（3）歴史景観

小値賀の歴史景観は、地形と歴史の中で培われてきた様々な景観資源が点在しています。

古墳時代に築造された、五島地域の中にあっても小値賀だけに確認されている古墳や、神事を伝える神島神社をはじめ中国大陸との交流を伝える痕跡が残されています。

こうした資源は、時を越えて現在に当時の生活文化を伝える証となっています。

＜沖ノ神島神社と王位石＞

＜牛の塔＞

＜旧小田家＞

＜旧野首教会＞

＜シャラジ中世墳墓群＞

（4）集落景観

小値賀の集落景観は、低山が連なる入り組んだ地形であるため、各集落は個々に独立した景域を形成し、島全体としてみると各集落がモザイクのように組み合わされており、それぞれの集落景観がまとまりをもっていることが特徴となっています。

集落景観は、漁業者集落としての「浦」、豊かな農地を持った農家集落としての「在」に区分され、それぞれ特徴的な景観となっています。

＜斑集落：浦＞

＜柳集落：在＞

＜笛吹集落：浦＞

＜唐見崎集落：農村集落＞

（５）文化的景観

小値賀島と東側に隣接する野崎島は島の生成過程が異なるものの、古来より密接な関係を保ってきました。

特に、沖ノ神島神社と対岸の地ノ神島神社との関係は古く、神話の時代にまで遡ります。

このような中で、島民の暮らしに直接関係する建物や集落は、文化や歴史を色濃く現すものであり、全島において築 100 年を超えた歴史的建物が多く存在していることには、高い価値があります。

＜地ノ神島神社より野崎島を望む＞

＜沖ノ神島神社＞

また、集落においては漁業者集落である「浦」と農家集落である「在」に大別されます。「浦」は海側に密集して存在し、「在」は比較的広い敷地を有すなど、対照的な集落景観となっています。

特に笛吹の街並み景観は、かつて栄えた土地柄を偲ばせる古い木造建築が軒を連ねており、伝統的な情緒を今に伝えています。

（文化的景観を色濃く残す笛吹の街並み）

小値賀島の南端部に位置する笛吹は、小値賀町の政治、経済、文化、交通の中心地であり、かつて栄えた土地柄を偲ばせる古い街並みが残っています。江戸時代においても平戸藩の押役所・代官所などの機関が置かれ、平戸藩の五島領地経営の中心地でした。

旧本道筋を中心に江戸期から昭和前半期にかけて建てられた家屋が多く存在しており、造り酒屋、活版印刷所、商家等の家屋などとともに入り組んだ細い道は漁師町特有の複雑さを感じさせます。街中には五島列島最古の建造物である万日堂（正徳 5 年上棟 県指定有形文化財）、かつての海岸に下る石畳の坂道や捕鯨業を営んだ旧小田邸（県まちづくり景観資産指定）、正徳元年（1711）普請の柳田水道、この水道に享保 3 年（1718）に架けられた石橋等、鯨組経営者や羽差が共同で建立した石地蔵など、街並みの形成を物語る文化遺産が集積しています。

＜笛吹の街並み＞

＜集落の石垣＞

＜万日堂＞

６．景観特性と課題

（１）火山活動により形成された緩やかな地形：西海国立公園と景勝地の景観

小値賀島の主要部分を除く町域の過半と海上が、西海国立公園に属しています。小値賀島及びその属島の大半が火山群景観で、広い海域が多島海景観となっています。

火山活動によって形成された、ゆるやかで平坦な地形、遠浅の岩礁は、そこで営まれた歴史や人々の暮らしの基盤となっています。

丘陵地は園地として整備され、島を一望できる場所として、岩礁は磯を楽しむ場として、町民の原風景となる普遍の景観となっています。

こうした、小値賀特有の生活文化を育んできた、町民の原風景を形成する地形を、小値賀の特性を活かした景観形成を進める基盤となる「地」の景観として、保全、継承していくことが必要です。

＜番岳からの眺望＞

＜愛宕山園地からの眺望＞

（２）新田開発、農耕と防風林：気候風土の中で発展した在の集落景観

小値賀島は、農耕に適した平坦な地形で、古くは弥生時代から農耕が営まれてきました。農地の特徴としては、谷筋の水が集まる場所には水田が、丘陵地では畑地が広がっています。海に面した農地は、周囲を防風林で囲むなど島の気候風土に対応した島特有の田園景観を形成し、自然地形とともに、町民の原風景となる普遍の景観となっています。しかしながら休耕田の増加により、良好な美田等が失われつつあります。田園景観の中で形成された「在」の集落景観は、町民の暮らしぶりを浮かび上がらせる特徴的な景観となっています。

こうした特徴的な田園景観を、町民の原風景として、小値賀の特性を活かした景観形成を進める基盤となる「地」の景観として、保全、再生、継承していくことが必要です。

＜谷沿いの水田＞

＜防風林の松並木＞

（3）大陸との交易・捕鯨による反映：港で栄えた浦の集落景観

五島列島の北部に位置し、主島を中心に大小 17 の島嶼群を構成している小値賀は、その地理的･歴史的環境から遣唐使船や唐代以来の商船の寄港地の一つとしてその重要性が指摘されており、中国大陸とのつながりを伝える景観があります。

また、中世以降、交易、捕鯨等で栄えた小値賀は、港を中心に形成される「浦」の集落景観として、町民の暮らしぶりを浮かび上がらせる特徴的な景観となっています。

こうした特徴的な集落景観を、町民の生活文化を浮かび上がらせる「図」の景観として、保全、修復、継承していくことが必要です。

＜中国との交流の証となる碇石＞

＜旧鯨解体場＞

（4）暮らしと神事・キリシタンと野首教会：小値賀島と野崎島をつなぐ島の生活文化景観

小値賀島と野崎島のつながりは、薪山として利用や磯場の漁業権など暮らしの中でも密接につながっていました。また、野崎島と小値賀島両方に神島神社の存在が示すように、両島は信仰の面でも古くから密接につながっており、特に沖ノ神島神社がある野崎島の北側は神道文化を伝える景観となっています。

一方、野崎島の南側は、旧野首教会や旧瀬戸脇教会跡によって特徴づけられるキリシタン文化を伝える景観となっています。こうした、小値賀の文化的な景観を伝える「図」の景観として、保全、再生、継承していくことが必要です。

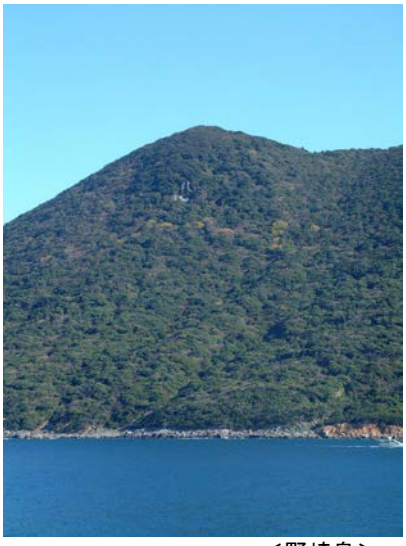

＜野崎島＞

＜旧野首教会＞

＜旧舟森集落付近＞

□小値賀の景観の特徴

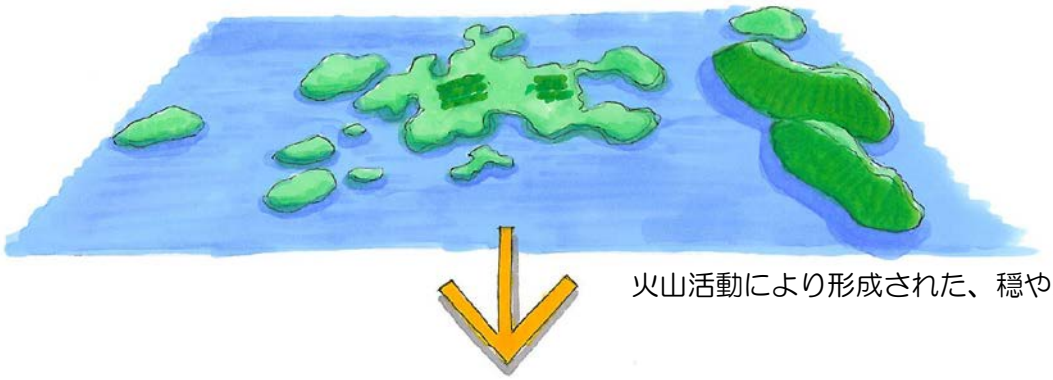

火山活動により形成された、穏やかな地形

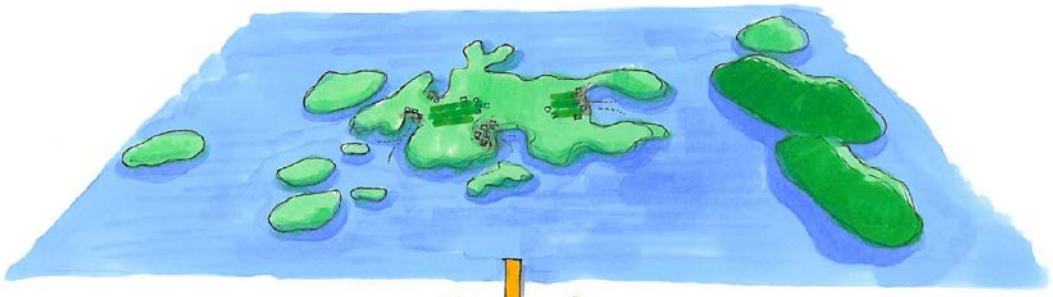

気候風土の中で発展した「浦」「在」の集落景観

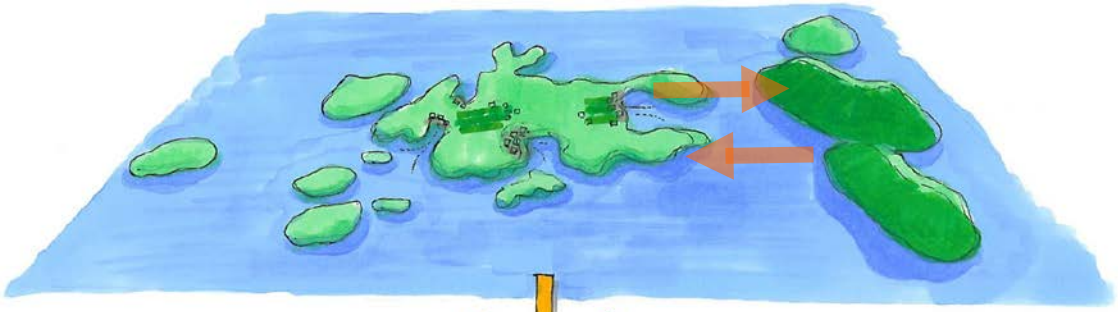

薪山としての利用、磯場の漁業権、信仰(神道文化とキリシタン文化)など、小値賀島と野崎島をつなぐ生活文化

穏やかな地形を基盤に育まれた、様々な歴史や暮らしによって形成された小値賀の景観

7．景観特性と景観の位置づけ、景観計画への展開

火山活動により形成された小値賀島は、他の五島列島とは異なり、なだらかな海底や陸上の地勢を特色としています。このため、豊かな海産資源に恵まれ、耕作にも適するなど、古来より「豊饒の島」として存在し続けており、様々な痕跡が確認できます。小値賀町の景観計画策定においては、様々なプロセスから生みだされた景観要素を体系的に捉え、自然、歴史、文化の視点で対応することが必要です。これらを景観計画の位置づけとして整理すると、以下のようになります。

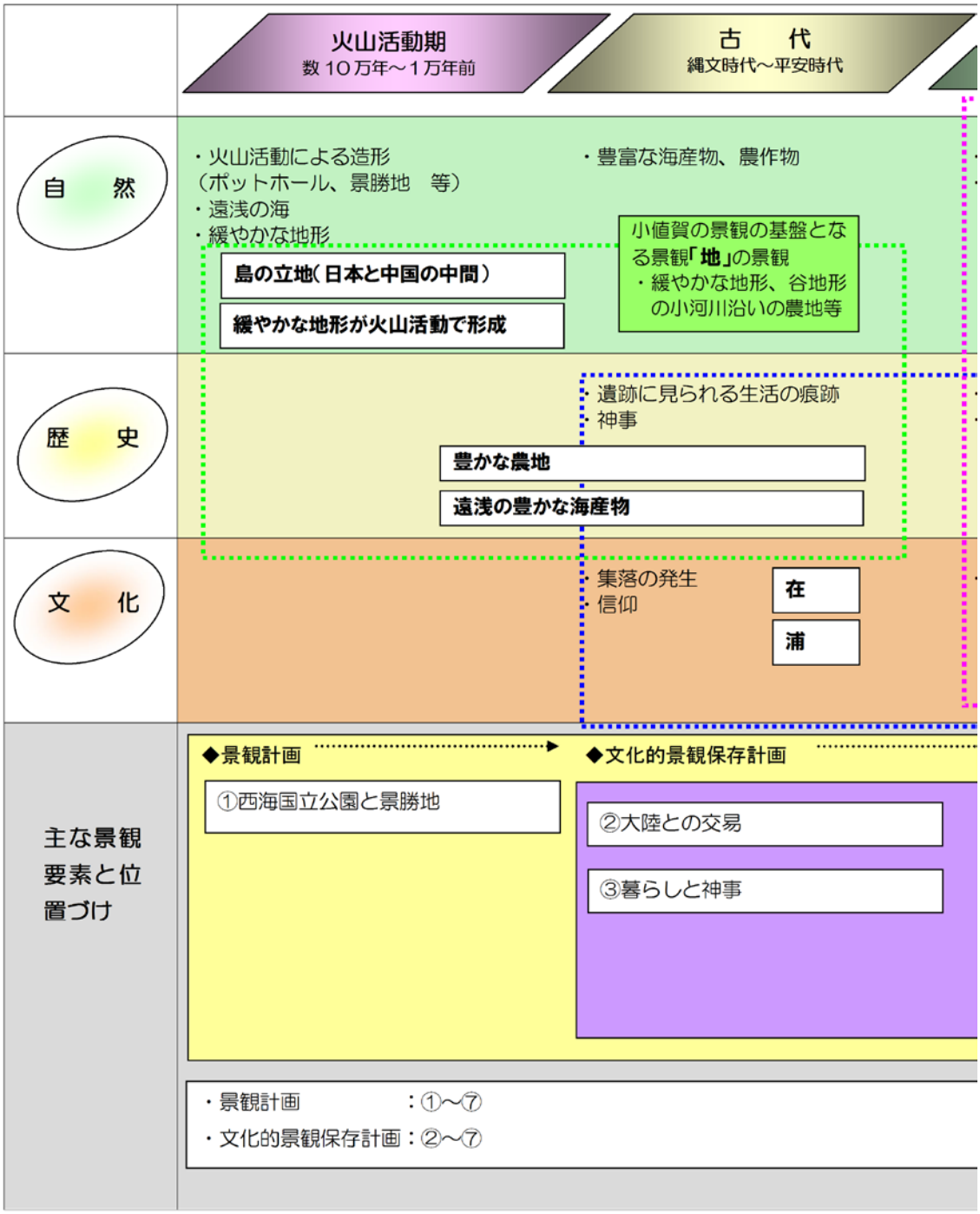

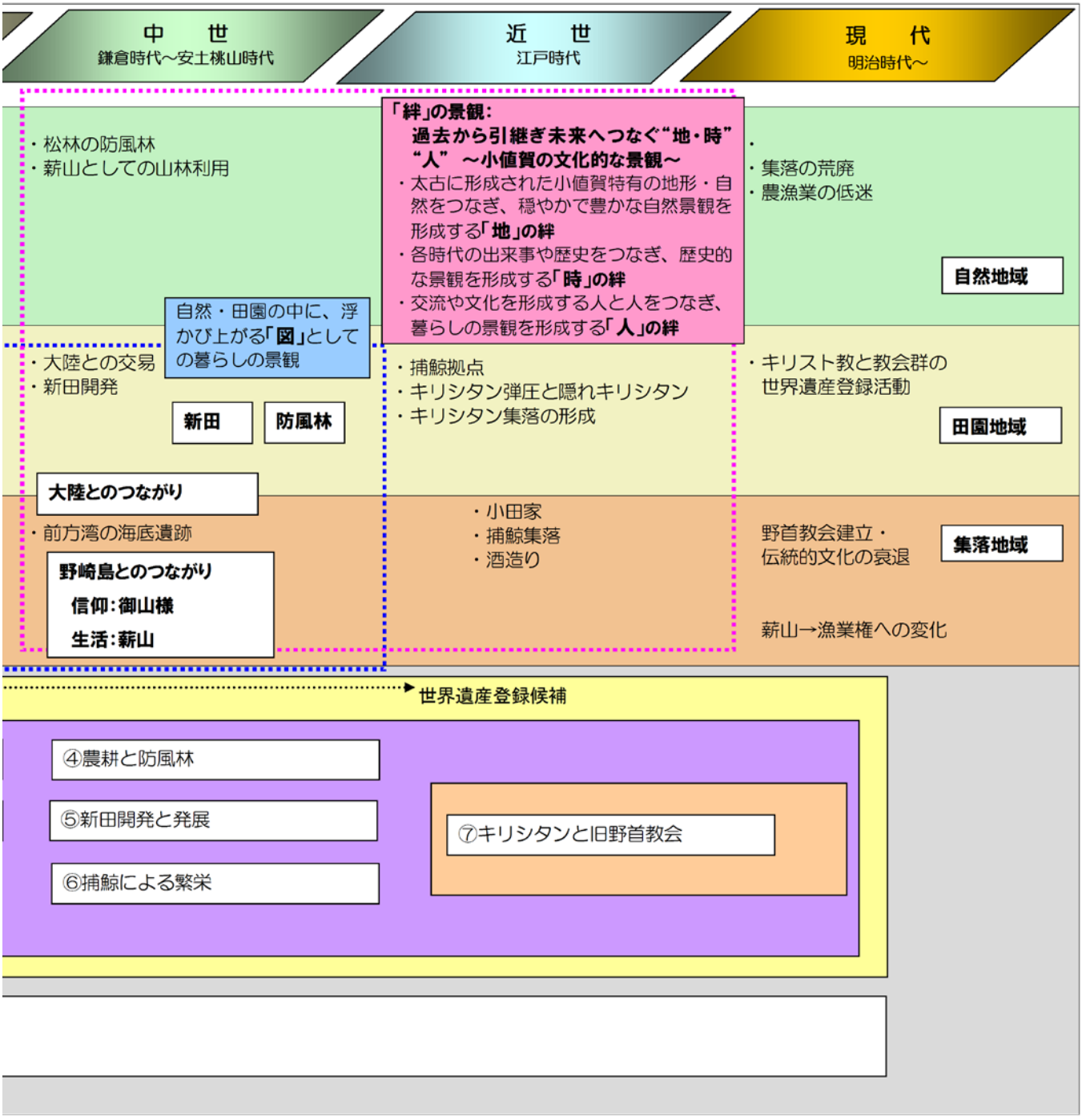
中　世
鎌倉時代～安土桃山時代
近　世
江戸時代
現　代
明治時代～
・松林の防風林
・薪山としての山林利用
「絆」の景観：
過去から引継ぎ未来へつなぐ“地・時”“人” ～小値賀の文化的な景観～
・太古に形成された小値賀特有の地形・自然をつなぎ、穏やかで豊かな自然景観を形成する「地」の絆
・各時代の出来事や歴史をつなぎ、歴史的な景観を形成する「時」の絆
・交流や文化を形成する人と人をつなぎ、暮らしの景観を形成する「人」の絆
・集落の荒廃
・農漁業の低迷
自然地域
自然・田園の中に、浮かび上がる「図」としての暮らしの景観
・大陸との交易
・新田開発
新田
防風林
・捕鯨拠点
・キリシタン弾圧と隠れキリシタン
・キリシタン集落の形成
・キリスト教と教会群の世界遺産登録活動
田園地域
大陸とのつながり
・前方湾の海底遺跡
野崎島とのつながり
信仰：御山様
生活：薪山
・小田家
・捕鯨集落
・酒造り
野首教会建立・
伝統的文化の衰退
集落地域
薪山→漁業権への変化
世界遺産登録候補
④農耕と防風林
⑤新田開発と発展
⑥捕鯨による繁栄
⑦キリシタンと旧野首教会

８．理念と目標

【理念】

『穏やかなる豊饒の島で育まれた絆による景観づくり』
小値賀の絆：地・時・人

「絆による景観づくり」 小値賀の絆：地・時・人

小値賀島の景観は、火山活動で形成された、穏やかな地形を基盤に育まれた、様々な歴史や暮らしによって、形成されてきました。

こうした景観は、地形とのつながり、歴史とのつながり、人と人とのつながりの中で形成されてきた、「絆」の景観といえます。こうした、つながり「絆」を大切にした景観形成を進めることで、小値賀の魅力を高めながら、誰もが暮らし続けたい、訪れたいと思える景観づくりを進めます。

さらに、島外との交流を促進する資源として、新たな「絆」の形成も目指します。

・太古に形成された小値賀特有の地形・自然をつなぎ、穏やかで豊かな自然景観を形成する**「地」の絆**
・各時代の出来事や歴史をつなぎ、歴史的な景観を形成する**「時」の絆**
・交流や文化を形成する人と人をつなぎ、暮らしの景観を形成する**「人」の絆**

【目標】

（１）原風景としての豊かな自然を守り、育てる「地」の絆づくり

～文化的景観をはぐくんだ原風景及び干渉地帯としての自然環境の保全～

小値賀の原風景として親しまれている、穏やかな地形を普遍の景観として、町民共有の財産として守り、育てていくとともに、町民が豊かな自然を身近に感じ、親しめる景観づくりを目指します。

（２）住民が営んできた歴史・文化を守り、育てる「時」の絆づくり

～歴史資源の保全・活用～

小値賀町は、古くから、五島地域の中心として発展し、中国大陸との交流拠点として栄えてきました。こうした歴史的な背景によって形成された歴史や文化の景観資源を守り、育てながら、五島地域の中心であった歴史が感じられる景観づくりを目指します。

（３）交流や文化を形成する人と人をつなぎ、様々な人が関わる「人」の絆づくり

～暮らしの景観保全・修復　住民が主役の景観形成（協働の推進）～

これまでの歴史の中で形成されてきた良好な街並みを保全、修復します。

小値賀の景観の魅力を持続していくためには、町民等と行政の協働による取り組みが必要です。伝統行事等の継承を通じて、景観に関する町民意識の醸成を図りながら、地域の魅力を発見・共有・活用していく町民が主役の景観づくりを目指します。

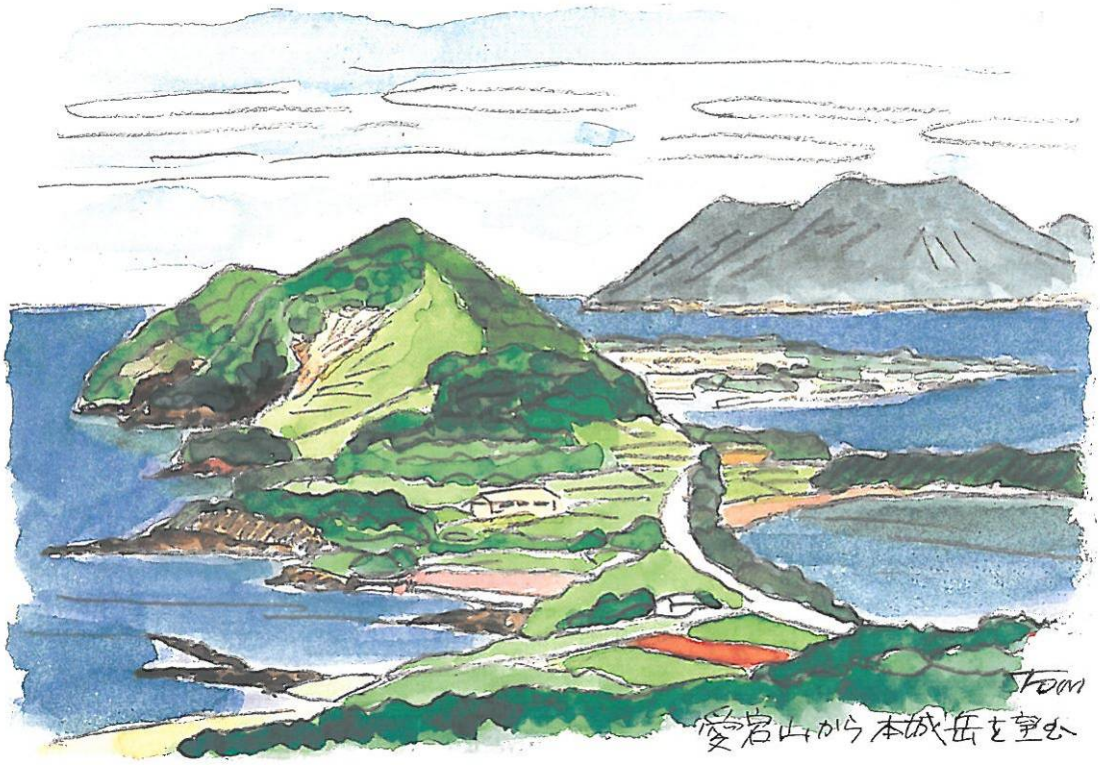

Ⅰ．景観計画区域

Ⅰ．景観計画区域（法８条第２項第１号）

１．景観計画区域

町全域を景観計画区域に定めます

小値賀町では、地域の特性を活かしながら保全・修復・創出を図りながら一体的な景観として良好な景観の形成を進めるために、小値賀町全域及び汀線から 1km の海域を景観計画区域として定めます。

これにより、景観計画に定める方針や届出対象行為や行為の制限の対象区域を町内全域とし、町内すべての地域において景観法に基づく施策を活用します。

□景観計画区域

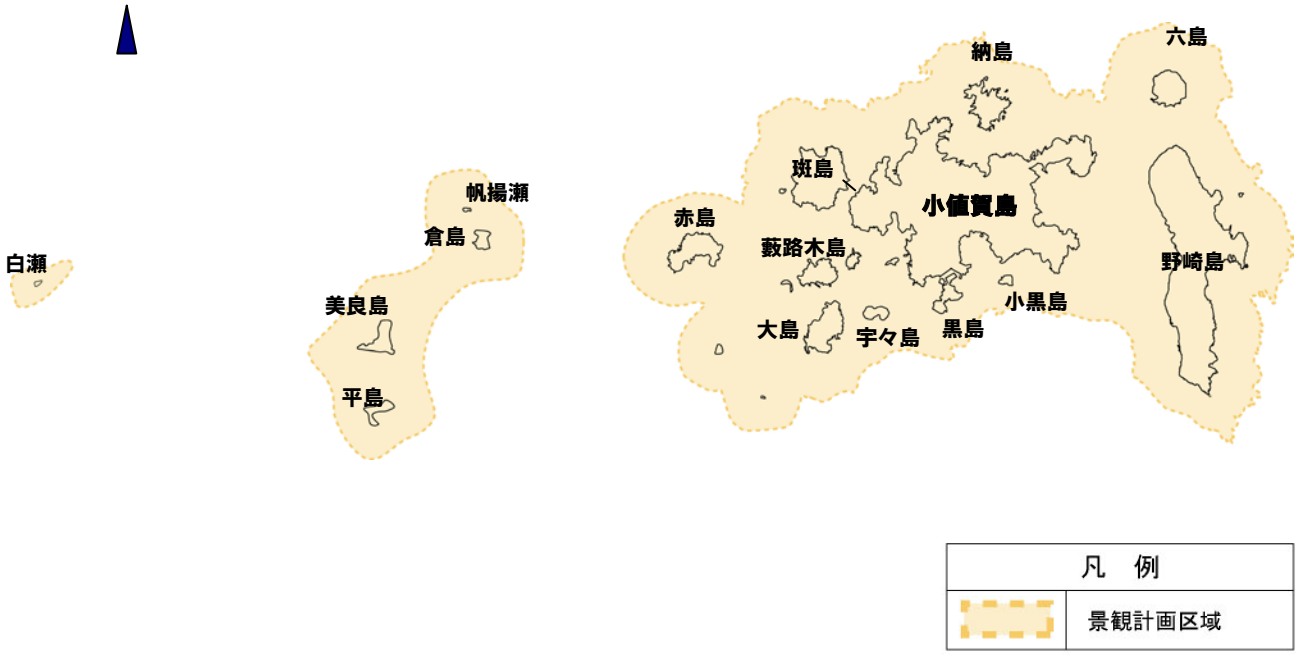

2．地域区分

地域特性に応じて３つの地域区分を設定します

小値賀町の特性を活かした良好な景観形成を進めていくために、地域特性に応じて全町の景観計画区域を区分します。小値賀の景観の基盤「地」となる自然景観と田園景観、生活文化を浮き上がらせる「図」となる集落景観の３つに区分します。

その区分に対応して基本的な景観形成基準を設定し、良好な景観形成を推進します。

さらに、その中から特色ある景観を有する地区においては、詳細の基準を設定する地区として重点景観計画区域を設定し、小値賀らしい景観形成を推進します。

□小値賀の景観の概念図

「図」と「地」「図（認識されるもの）」と「地（認識されないもの）」は、視覚におけるものの見え方を成立させる基本的な関係であり、「地に浮かび上がる図」が景観認識の基礎です。

□地域区分の考え方

地域区分	景観形成の考え方	対象地域
自然地域	・小値賀の「地」となる景観 ・原風景としての自然景観の保全	西海国立公園区域 第１～３種特別地域
田園地域	・小値賀の「地」となる景観 ・なだらかな丘陵に広がる、小値賀の田園景観の保全・再生	自然田園地及びその中に点在する集落地区
集落地域 浦の集落 在の集落	・小値賀の「図」となる景観 ・自然、田園景観をベースに、生活文化を浮き上がらせる良好な集落景観の保全・創造	まとまった集落地 景観上重要な建築物等が点在している。

３．特色ある景観を有する重点景観計画区域の景観形成の考え方

景観計画区域の中でも特に良好な景観の形成、文化的景観の保全を図る必要がある区域については、景観形成上重要な地区として重点景観計画区域に指定します。

重点景観計画区域においては、地区独自の景観形成基準を定めていくなど、地区特性を活かした良好な景観の形成を図るための景観形成施策を重点的に推進します。

重点景観計画区域は、小値賀町の有する景観特性が象徴的に現れ、まちづくりを進めていく上でも重要な役割を担う場所として、良好な景観形成が必要とされる場所を選定していきます。

＜重点景観計画区域の選定方針＞

〇シンボルとなる緑や水辺、貴重な自然がある。
〇地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできない生活文化を伝える文化的景観がある
〇良好な景観形成に対する能動的な取組みがある。

＜重点景観計画区域と景観形成の考え方＞

〇笛吹・柳地区：
- 笛吹(浦)地区　：小値賀の政治、経済、文化、交通の拠点であり、漁業活動や商業活動で栄えた名残のある 建築物等が集積する“浦”集落景観の保全・修復
- 笛吹(在)地区、大浦地区、柳地区
：暮らしの文化を伝える集落景観や周りの田畑の田園景観などの “在”を構成する景観の保全
- 姫の松原地区：島の生活を守る防風林としての松並木が連続する景観の保全

〇前方地区　：沖ノ神島神社、地ノ神島神社など、野崎島とのつながりの深い地区として、文化的景観を伝える集落地景観の保全

〇新田地区　：中世の干拓によって形成された新田で引き継がれてきた水田の再生による田園（美田）景観の再生

〇野崎地区　：沖ノ神島神社及びそれと関係が深い神道系集落と、旧野首教会や旧瀬戸脇教会跡を中心としたキリシタン集落が共存した集落景観の名残を感じさせる自然・田園によって構成される文化的景観の保全

〇大島地区　：大島地区で受け継がれてきた自力更生制度に関係する文化的景観の保全

〇唐見崎地区　：唐見崎集落を中心に、建物、自然、史跡、生業、信仰の場などの文化的景観における重要な構成要素及びそれを取り巻く景観の保全

〇長崎鼻地区　：小値賀の伝統的な牛の肥育方法である放牧という文化的景観を伝える田園景観の保全

□景観計画区域の地域区分図

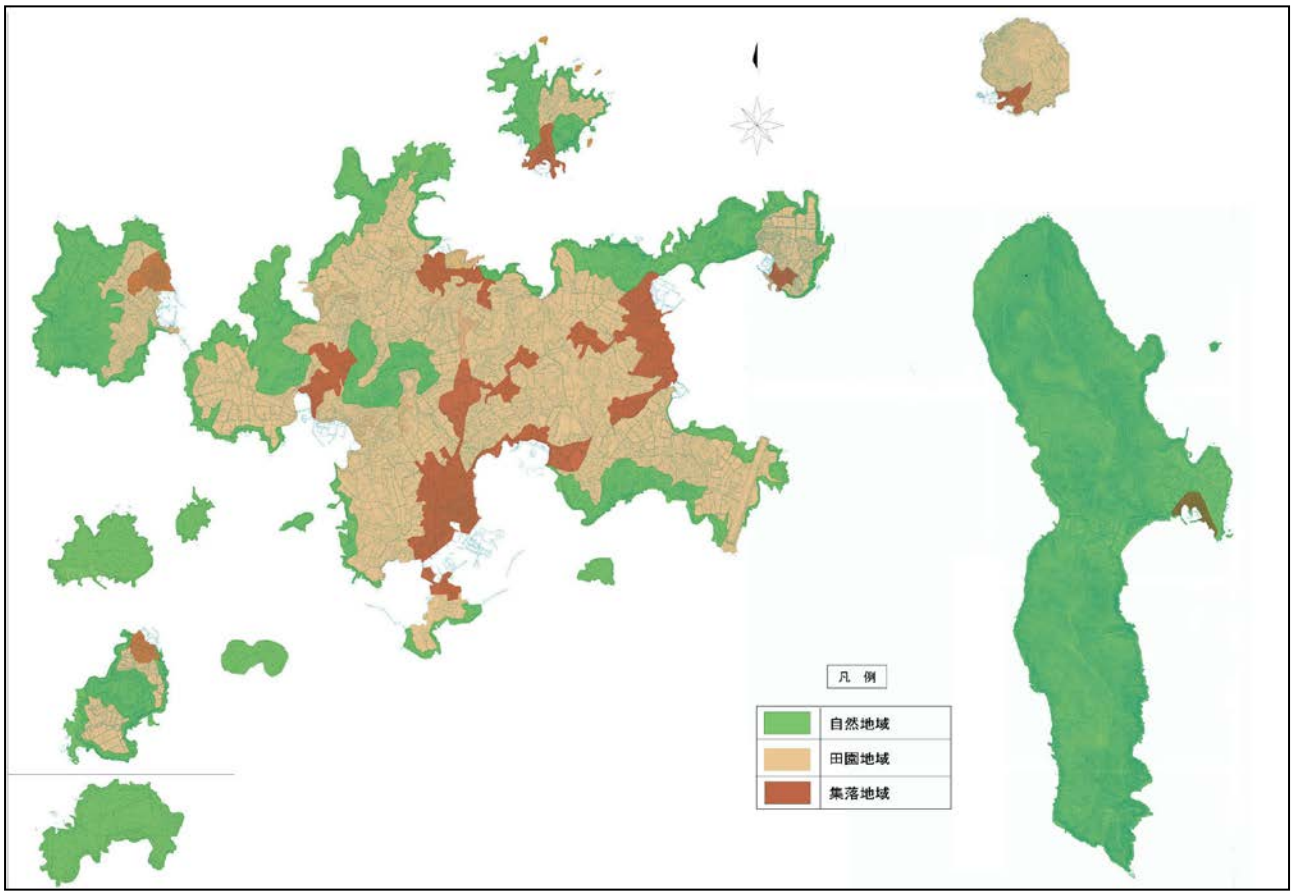

□景観計画区域（地域区分・重点景観計画区域）

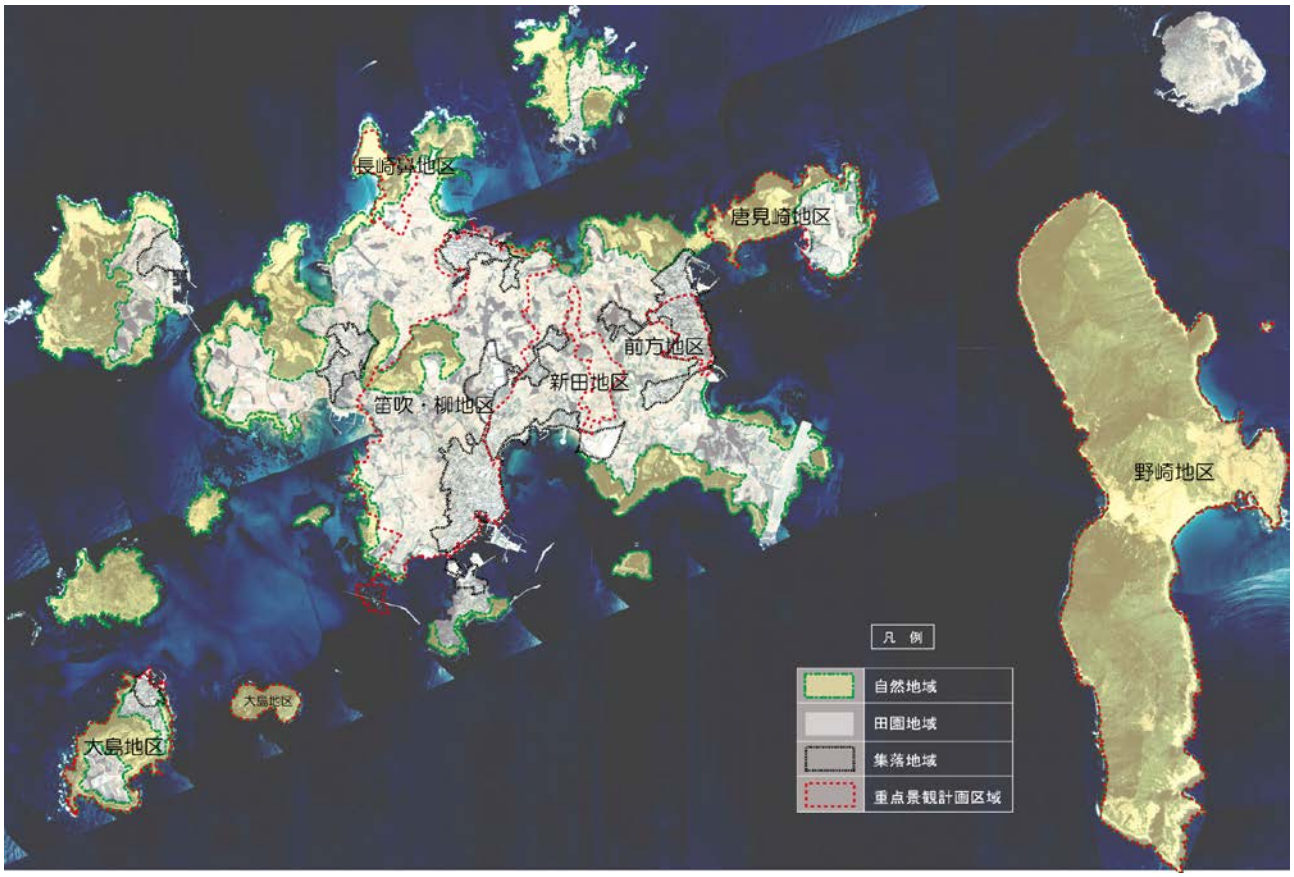

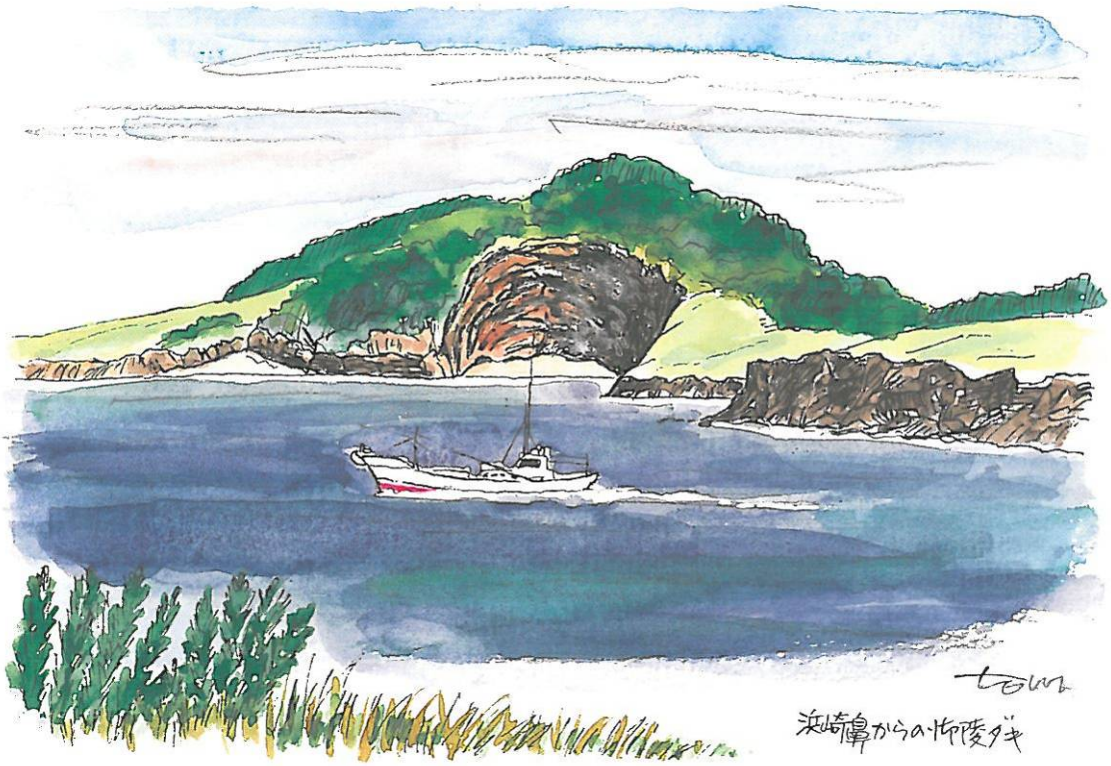

Ⅱ．良好な景観の形成に関する方針と行為の制限に関する事項

Ⅱ．良好な景観の形成に関する方針と行為の制限に関する事項

１．景観形成の基本方針（法８条第２項第２号）

小値賀町が目指す景観形成の目標の実現に向けて、４つの基本方針を以下に示します。

小値賀らしさを印象づける、文化的景観の保全・再生を推進します

小値賀には、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観を有する地区が残されています。

こうした地区の特性を踏まえ保全・再生するため、そうした景観がある地区を重点景観計画区域に指定し、小値賀の地形に育まれて形成された生活文化を伝える文化的景観の保全・再生景観を推進します。

歴史的・文化的景観を保全継承するため、建築物等や屋外広告物等を誘導します

航路や番岳等の視点場や海岸線は、水と緑が一体となった自然豊かな小値賀を印象づける重要な場所です。

こうした景観を有する地域では、視点場を設定し、そこからの良好な眺望景観や沿道景観を保全・創出するために、建築物等の色彩、高さ、屋外広告物等の景観形成についての基準を設定します。

その他の地域についても、周辺の自然・田園景観や街並みとの調和に配慮した景観形成を推進します。

良好な景観づくりを先導する公共空間の質を向上します

小値賀港や道路、公共建築物は、本町の骨組みといえる重要な要素であり、小値賀の景観形成に大きな影響を与えるものです。

景観重要公共施設への指定方針を設定し、小値賀町の景観を先導する質の高い公共空間による景観形成を推進します。

地域の個性の創出と住民等による主体的な景観形成を推進する仕組みを作ります

小値賀町の文化的景観を真の意味で保全・継承するためには、地域特性に応じた景観形成の推進と住民一人ひとりが参加する地域主体の景観づくりが不可欠です。

地域特性に応じた地域区分毎に、景観形成方針を設定します。

また、より身近な地区レベルの景観形成を進めていくために住民（NPO 等）・事業者・行政の協働の取り組みによる、地域主体の景観まちづくりに向けて、意識啓発や住民参加に関する施策を展開します。

また、地域景観を特徴づける歴史的建造物や古木･大樹の保全･活用の施策により、景観形成への住民の関心を高め、身近な個性と愛着のある景観づくりを推進します。

2．地域区分毎の方針（法８条第２項第２号）

地域特性を活かした個性ある景観形成を進めるため、良好な景観の形成に関する方針を定めます。

（１）自然地域：小値賀の景観の「地」となる、原風景としての自然景観の保全

①島の緑、海岸線の保全

小値賀の原風景となる自然景観を保全するために、国立公園区域に指定されている樹林地や海岸線の自然環境を守ります。

自然地域の中に立地する建築物や工作物等は、周囲の緑化や自然素材を活用するなど、周囲の自然環境に溶け込むよう配慮します。

②園地等の島内を眺望できる視点場からの眺望の保全

園地等からの眺望を保全するため、視点場周辺の阻害する草木の伐採に努めます。建築物や工作物等は、周囲の樹木から突出しない高さとするとともに、自然景観に調和する低彩度の色彩とします。また、園地や航路からの眺望に配慮して屋外広告物の掲出はしないよう規制誘導します。

③良好な眺望景観を阻害しない海面の保全

小値賀には島の周辺海域を含む一体的で良好な眺望景観があることから、それを阻害するような海面の利用についても規制誘導します。

（２）田園地域：小値賀の景観の「地」となる、なだらかな丘陵に広がる田園景観の保全、再生

①良好な田園景観の保全

なだらかな丘陵地に広がる田園景観の保全や周囲の自然環境と調和した景観形成を図ります。防風林等の特徴的な景観を保全します。建築物や工作物等は、低層の街並みから突出しない高さとするとともに、田園景観に調和する低彩度の色彩とします。また、野立て広告物等の屋外広告物の農地への掲出はしないよう規制誘導します。

②歴史的な背景をもつ農地の再生による美田景観の再生

前方と中村郷の境界の海峡部に干拓埋立された新田地区は、中世の干拓の歴史を伝える農地として、短冊形に地割をして配分され現在に引き継がれている田園景観として、維持・再生を図ります。

（３）集落地域：小値賀固有の文化的景観の保全・継承

①自然、田園景観に溶け込む街並み景観の形成

自然、田園景観に包まれた低層の街並みを継承するため、周囲の街並みから突出しない高さとするとともに、周囲の景観と調和が図られる低彩度の色彩、周囲の緑化に配慮します。

屋外広告物も必要最小限の掲出とするよう配慮します。

②集落の特徴を活かした街並みの保全・修復

小値賀には、「浦」と「在」の生活文化を伝える集落があります。こうした集落形態を色濃く残す場所では、一体の街並みとしての景観を保全・継承するため、町割りや建物の位置、屋根、素材等の連続性に配慮した景観形成を図ります。また、そのような景観が失われた場所では、周囲の様式にあわせて修復をするなど街並み景観の再生を図ります。屋外広告物等についても、伝統的な街並みに配慮して掲出するよう、規制誘導します。

3. 行為の制限に関する事項（法８条第２項３号）

（１）届出対象行為

以下に該当する行為を行う場合は、あらかじめ町長に届出を行うものとします。

①届出対象建築物（景観法第 16 条第１項１号）

すべての建築行為

・新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更行為

②届出対象工作物（景観法第 16 条第１項２号）

高さ９ｍ以上の工作物

・以下に該当する工作物の新築、増築、改築、外観の変更（修繕、模様替、色彩変更）行為

◆工作物の種類

1) 法面、擁壁等その他これに類するもの
2) 垣、さく、塀その他これらに類するもの（石垣を含む。）
3) 電柱、照明柱、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱その他これらに類するもの
4) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
5) 携帯電話用アンテナ、送電鉄塔その他これらに類するもの
6) 電波塔、記念塔その他これらに類するもの
7) 高架水槽、サイロその他これに類するもの
8) 観覧車その他これに類する遊戯施設
9) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
10) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
11) 自動車車庫の用に供する立体的施設
12) 道路、橋、トンネル、歩道橋等その他これらに類するもの
13) 護岸、堤防、桟橋、係留施設その他これらに類するもの
14) 前各号に掲げるものの他、町長が指定し、告示したもの

③空き家になる場合の届出

空き家になる場合、管理者又は連絡者の照会先を届けること

※空き家とは個人が居住を目的として取得し、現に居住していない建築物及び、居住しなくなる予定の建築物で、町内に存在するものをいう。但し、賃貸、分譲等を目的とする建築物を除く。

④土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

面積が３００㎡以上又は高さが１．５ｍを超えるのり面を生じるもの

⑤木竹の植栽又は伐採

植栽又は伐採面積が３００㎡以上

⑥屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

その期間が９０日を超え、かつ、その面積が３００㎡以上又は高さが１．５ｍを超えるもの

⑦水面の埋め立て又は干拓

その面積が３００㎡以上のもの

（２）届出対象行為の適用除外（景観法第１６条第７項関係）

届出対象行為のうち、以下に該当するものについては、届出の適用を除外します。

① 地盤面下又は水面下における行為

② 仮設の建築物の建築及び工作物の建設等

③ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

④ 他の法令に基づき許可、認可、届出等を要するとされた次の行為

ア． 文化財保護法の文化財に関する規定により許可、届出を要する行為

イ． 長崎県文化財保護条例、及び、小値賀町文化財保護条例の規定により許可、届出を要する行為

ウ． 自然公園法により許可、届出を要する行為

エ． 長崎県立自然公園条例により許可、届出を要する行為

オ． 屋外広告物法の規定に適合する行為

⑤ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

⑥ 国の機関又は地方公共団体が行う行為

※ 届出対象となる規模の行為については、事前に小値賀町への通知が必要である。なお必要に応じ、当該行為についての協議を求める場合がある。

⑦ 景観法に基づき規定された次の事項について、許可、認可等を受け、又は、その規定により行う行為

ア． 景観重要建造物

イ． 景観重要公共施設

ウ． 景観農業振興地域整備計画

（３）行為の制限

届出対象行為に対する行為の制限は、次のとおりとします。

届出対象行為	自然地域
①建築物・工作物	・自然公園法の基準を適用する。
②土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	・敷地周辺の緑化により、周囲からの遮蔽に配慮すること。 ・長大な法面または、擁壁が生じないよう配慮すること。 ・行為終了後は、周辺の植生と調和した緑化に配慮すること。
③木竹の植栽又は伐採	・周辺の景観に与える影響を軽減できるよう配慮すること。 ・植栽をする際は、周囲の植生に配慮すること。
④屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	・堆積にあたっては、周囲からできる限り見えない工夫をすること。 ・周囲の緑化に努めること。 ・敷地外からの出入口は、できる限り限定するとともに、道路等の公共空間からできる限り見えない位置とすること。
⑤水面の埋め立て又は干拓	・水面の埋め立てまたは干拓を行わないこと。 やむを得ない場合は、護岸は石積み護岸等、自然景観との調和に配慮すること。 ・埋め立て後は、周囲の緑化に努めること。

届出対象行為		田園地域
①建築物・工作物		※自然公園区域は、自然公園法の基準を適用する。
	位置	・ゆとりある空間と緑化を図るための空地を確保するため敷地境界からできる限り後退させること。 ・敷地内や周辺に歴史的な資源や残すべき自然がある場合は、これらを損なわない配置とすること。 ・主要な視点場からの眺望を著しく阻害することがないよう配慮すること。
	形態・意匠	・地域の伝統的な建物及び歴史的風致と調和したものとし、奇抜な意匠・形態は避けること。
		・周辺の建築物等の屋根が切り妻、入母屋などである地区や樹林地がある地区では周辺景観との調和を図るため、勾配屋根に努めること。 ・長大な壁面となる場合は、圧迫感の軽減を図るとともに、適度な分節化を行うなどにより単調な壁面とならないよう配慮すること。
	高さ・規模	・低層の街並みから突出した高さとならないよう配慮すること。
	色彩	・外壁の色彩は、低彩度の色彩を基調とし、対比効果の大きい色彩の組み合わせは避けること。 ・R 系は彩度 6 を、YR、Y 系は彩度 4 を、GY、G、BG、B、PB、P、RP 系は彩度 2 を超える色彩を使用しないこと。（別紙資料） ・自然との調和を図るため、樹林地等を背景とする場所では、明度を 6 以下となるよう努めること。 ※アクセント色（壁面積の 5%）として着色される部分の色彩については、この限りではない。 ※周辺との調和に配慮した、自然素材や伝統的工法の専門家等の意見を聞き、町長が景観形成上支障がないと認める場合においてはこの限りではない。
	建築設備	・屋外階段やバルコニー等は、建物本体との調和に努めること。 ・受水槽や室外機、配管設備等は、道路等の公共空間から見えない位置に設置するよう努めること。やむを得ず露出する場合は、目隠し等の設置や建築物全体との調和に配慮すること。 ・屋上に設置するアンテナ等は、共同化に努めること。
	外　構	・敷地周囲は、生垣等の緑化に努めること。 ・敷地内の既存樹木等の活用に努めること。 ・道路に面する敷地境界に塀・柵を設ける場合には生垣によるものとし、やむを得ずフェンスを用いる場合であっても可能な限り修景植栽を併用するものとすること。
	空き地及び駐車場	・なるべく周囲から直接見えないような位置とし、緑化によって修景すること。 ・舗装をする場合は、周辺環境との調和に配慮すること。 ・ごみや雑草等を放置しないよう維持管理に努めること。
	照明柱、電柱、サインポール及びこれらに類するもの	・周囲の環境と調和し、目立たないような配慮をすること。
	擁壁、のり面等	・擁壁等を設置する場合は、地形の改変を必要最小限のものとし、素材や色彩等の工夫、適切な緑化措置など、周辺景観との調和に配慮すること。
	携帯電話用アンテナ、送電鉄塔、及びこれらに類するもの	・携帯電話用アンテナ、送電鉄塔等を設置する場合は、必要最小限の高さとし、周辺景観との調和を図るよう色彩、形態、意匠を工夫すること。 ・航路や園地等の主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮すること。 ・山の稜線を分断しないよう、できるだけ尾根から低い位置とすること。
②土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		・敷地周辺の緑化により、周囲からの遮蔽に配慮すること。 ・長大な法面または、擁壁が生じないよう配慮すること。 ・行為終了後は、周辺の植生と調和した緑化に配慮すること。
③木竹の植栽又は伐採		・周辺の景観に与える影響を軽減できるよう配慮すること。 ・植栽をする際は、周囲の植生に配慮すること。
④屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積		・堆積にあたっては、周囲からできる限り見えない工夫をすること。 ・周囲の緑化に努めること。 ・敷地外からの出入口は、できる限り限定するとともに、道路等の公共空間からできる限り見えない位置とすること。
⑤水面の埋め立て又は干拓		・水面の埋め立てまたは干拓を行わないこと。 やむを得ない場合は、護岸は石積み護岸等、自然景観との調和に配慮すること。 ・埋め立て後は、周囲の緑化に努めること。

届出対象行為		集落地域 浦の集落
①建築物・工作物	位置	・外壁の位置、軒線は周囲の街並みとの連続性を確保すること。
	形態・意匠	・地域の伝統的な建物及び歴史的風致と調和したものとし、奇抜な意匠・形態は避けること。 ・周辺の建築物等の屋根が切り妻、入母屋などである地区や樹林地がある地区では周辺景観との調和を図るため、勾配屋根に努めること。 ・長大な壁面となる場合は、圧迫感の軽減を図るとともに、適度な分節化を行うなどにより単調な壁面とならないよう配慮すること。
	高さ・規模	・最高の高さは9m以下とする。 ※階数２以下
	色彩	・外壁の色彩は、低彩度の色彩を基調とし、対比効果の大きい色彩の組み合わせは避けること。 ・R系は彩度６を、YR、Y系は彩度４を、GY、G、BG、B、PB、P、RP系は彩度２を超える色彩を使用しないこと。（別紙資料） ・自然との調和を図るため、樹林地等を背景とする場所では、明度を６以下となるよう努めること。 ※アクセント色（壁面積の5%）として着色される部分の色彩については、この限りではない。 ※周辺との調和に配慮した、自然素材や伝統的工法の専門家等の意見を聞き、町長が景観形成上支障がないと認める場合においてはこの限りではない。
	建築設備	・屋外階段やバルコニー等は、建物本体との調和に努めること。 ・受水槽や室外機、配管設備等は、道路等の公共空間から見えない位置に設置するよう努めること。やむを得ず露出する場合は、目隠し等の設置や建築物全体との調和に配慮すること。 ・屋上に設置するアンテナ等は、共同化に努めること。
	外　構	・現存する石垣の保存に努めること。 ・周囲の街並みとの連続性に配慮すること。
	空き地及び駐車場	・道路に面し板塀、石垣等を設置する等、道路からの見え方、街並みの連続性に配慮すること。 ・舗装をする場合は、周辺環境との調和に配慮すること。 ・ごみや雑草等を放置しないよう維持管理に努めること。
	照明柱、電柱、サインポール及びこれらに類するもの	・周囲の環境と調和し、目立たないような配慮をすること。
	擁壁、のり面等	・擁壁等を設置する場合は、地形の改変を必要最小限のものとし、素材や色彩等の工夫、適切な緑化措置など、周辺景観との調和に配慮すること。
	携帯電話用アンテナ、送電鉄塔、及びこれらに類するもの	・携帯電話用アンテナ、送電鉄塔等を設置する場合は、必要最小限の高さとし、周辺景観との調和を図るよう色彩、形態、意匠を工夫すること。 ・航路や園地等の主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮すること。 ・山の稜線を分断しないよう、できるだけ尾根から低い位置とすること。
②土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		・敷地周辺の緑化により、周囲からの遮蔽に配慮すること。 ・長大な法面または、擁壁が生じないよう配慮すること。 ・行為終了後は、周辺の植生と調和した緑化に配慮すること。
③木竹の植栽又は伐採		・周辺の景観に与える影響を軽減できるよう配慮すること。 ・植栽をする際は、周囲の植生に配慮すること。
④屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積		・堆積にあたっては、周囲からできる限り見えない工夫をすること。 ・周囲の緑化に努めること。 ・敷地外からの出入口は、できる限り限定するとともに、道路等の公共空間からできる限り見えない位置とすること。
⑤水面の埋め立て又は干拓		・水面の埋め立てまたは干拓を行わないこと。 やむを得ない場合は、護岸は石積み護岸等、自然景観との調和に配慮すること。 ・埋め立て後は、周囲の緑化に努めること。

届出対象行為		集落地域 在の集落
①建築物・工作物	位置	・ゆとりある空間と緑化を図るための空地を確保するため敷地境界からできる限り後退させること。
	形態・意匠	・地域の伝統的な建物及び歴史的風致と調和したものとし、奇抜な意匠・形態は避けること。 ・周辺の建築物等の屋根が切り妻、入母屋などである地区や樹林地がある地区では周辺景観との調和を図るため、勾配屋根に努めること。 ・長大な壁面となる場合は、圧迫感の軽減を図るとともに、適度な分節化を行うなどにより単調な壁面とならないよう配慮すること。
	高さ・規模	・最高の高さは9m以下とする。 ※階数2以下
	色彩	・外壁の色彩は、低彩度の色彩を基調とし、対比効果の大きい色彩の組み合わせは避けること。 ・R系は彩度6を、YR、Y系は彩度4を、GY、G、BG、B、PB、P、RP系は彩度2を超える色彩を使用しないこと。(別紙資料) ・自然との調和を図るため、樹林地等を背景とする場所では、明度を6以下となるよう努めること。 ※アクセント色(壁面積の5%)として着色される部分の色彩については、この限りではない。 ※周辺との調和に配慮した、自然素材や伝統的工法の専門家等の意見を聞き、町長が景観形成上支障がないと認める場合においてはこの限りではない。
	建築設備	・屋外階段やバルコニー等は、建物本体との調和に努めること。 ・受水槽や室外機、配管設備等は、道路等の公共空間から見えない位置に設置するよう努めること。やむを得ず露出する場合は、目隠し等の設置や建築物全体との調和に配慮すること。 ・屋上に設置するアンテナ等は、共同化に努めること。
	外　構	・現存する石垣の保存に努めること。 ・周囲の街並みとの連続性に配慮すること。
	空き地及び駐車場	・道路に面し板塀、石垣等を設置する等、道路からの見え方、街並みの連続性に配慮すること。 ・舗装をする場合は、周辺環境との調和に配慮すること。 ・ごみや雑草等を放置しないよう維持管理に努めること。
	照明柱、電柱、サインポール及びこれらに類するもの	・周囲の環境と調和し、目立たないような配慮をすること。
	擁壁、のり面等	・擁壁等を設置する場合は、地形の改変を必要最小限のものとし、素材や色彩等の工夫、適切な緑化措置など、周辺景観との調和に配慮すること。
	携帯電話用アンテナ、送電鉄塔、及びこれらに類するもの	・携帯電話用アンテナ、送電鉄塔等を設置する場合は、必要最小限の高さとし、周辺景観との調和を図るよう色彩、形態、意匠を工夫すること。 ・航路や園地等の主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮すること。 ・山の稜線を分断しないよう、できるだけ尾根から低い位置とすること。
②土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		・敷地周辺の緑化により、周囲からの遮蔽に配慮すること。 ・長大な法面または、擁壁が生じないよう配慮すること。 ・行為終了後は、周辺の植生と調和した緑化に配慮すること。
③木竹の植栽又は伐採		・周辺の景観に与える影響を軽減できるよう配慮すること。 ・植栽をする際は、周囲の植生に配慮すること。
④屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積		・堆積にあたっては、周囲からできる限り見えない工夫をすること。 ・周囲の緑化に努めること。 ・敷地外からの出入口は、できる限り限定するとともに、道路等の公共空間からできる限り見えない位置とすること。
⑤水面の埋め立て又は干拓		・水面の埋め立てまたは干拓を行わないこと。 やむを得ない場合は、護岸は石積み護岸等、自然景観との調和に配慮すること。 ・埋め立て後は、周囲の緑化に努めること。